

(定義)

- 第1条. 正会員とは、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）の定款第5条第1項第1号に定めた者。

(入会審査等)

- 第2条. ~~定款第6条の規定に基づき入会審査後に、入会を承認された正会員については、別に定めがあるものを除き、この規程の定めるところによる。~~
定款第6条の規定に基づき入会審査を行う。入会審査から正会員登録まで正会員入会手順に従って行う。入会を承認された正会員については、別に定めがあるものを除き、この規程の定めるところによる。

(入会金および年会費)

- 第3条. 正会員の入会金および年会費の金額並びに納入期日を以下に定める。
- (1) 入会金額は10,000円とし、入会承認後遅滞なく納入することとする。
 - (2) 年会費額は10,000円とし、初回入会時は遅滞なく納入することとし、2回目以降は毎年5月31日を納入期日とする。

(義務)

- 第4条. 正会員の義務を以下に定める。
- (1) 本協会の目的に賛同し、理解を深め、事業推進に協力すること。
 - (2) 入会金並びに年会費を定められた期日までに納入すること。
 - (3) 別に定める「入会審査規程」第4条の入会審査基準に抵触する事由が発生した場合は、遅滞なく理事会に報告すること。

(権利)

- 第5条. 正会員の権利を以下に定める。
- (1) 総会に出席し、発言し、議決権を行使することができる。
 - (2) 総会議案で除名対象となった場合、議決前に弁明の機会が与えられる。

(改廃)

- 第6条. 本規程の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

以上